

# 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度取扱要領

この要領は青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 1 融資対象の要件

- (1) 要綱2の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 要綱2(1)の「倒産企業」とは、破産、再生手続き開始、更正手続き開始、整理開始、特別清算開始、金融機関の取引停止処分が発生等により支払不能が確実となった企業をいう。
- (3) 要綱2(3)及び(4)②の要件において、赤字企業の場合は、赤字幅の拡大割合で要件を判断するものとする。
- (4) 要綱2(5)の「金融機関や再生支援機関等の支援が得られており事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図るもの」とは、次のいずれかをいう。
  - ① 金融機関からの支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められ、再生支援協議会等の指導又は助言を受け、事業の再生を図るもの（事業再生円滑化関連保証制度を利用することが必要。）
  - ② 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行って事業の再生を図るもの（事業再生保証制度を利用することが必要。）
  - ③ 各金融機関の企業支援室等経営相談・支援部署及び青森県信用保証協会の指導を受けて、経営の安定化を図るもの

## 2 経営力向上割引

（融資条件）

- (1) 要綱3(1)における「割引適用要件」とは、融資を受けた者が、試算表及び資金繰り表（以下「試算表等」という。）を四半期毎に、各四半期の翌月末までに取扱金融機関に対して提出することをいう。（但し、取扱金融機関の求めに応じて速やかに提出する場合を含むこととする。）

（割引適用除外）

- (2) 要綱3(1)の「割引適用要件を欠くに至った場合」とは、(1)による試算表等の提出を怠った場合（取扱金融機関が看過できない程度に提出が遅延した場合を含む。）及び提出した試算表等の内容に疑義があり、金融機関の指導に従わない場合をいう。
- (3) (2)の場合には、金融機関の判断により、要綱3(1)により、割引適用を除外するものとする。

## 3 融資の手続き

要綱2(5)の要件において融資を受けようとする者は、原則として融資を行う金融機関、金融債務を有する金融機関及び信用保証協会等との間の協議等を、自らが主体となって整えるものとする。

## 4 報告

- (1) 商工会議所会頭又は商工会会長は、要綱5により推薦した場合は、別紙様式1により、県及び青森県信用保証協会の所轄の本所又は支所に速やかに報告するものとする。
- (2) 信用保証協会は、毎月の貸付状況について別紙様式2により翌月の10日までに県に報告するものとする。
- (3) 信用保証協会は、要綱別表に掲げる市町村に係る毎月の貸付状況について、翌月の10日までに当該市町村に報告するものとする。

(別紙様式1)

## 青森県経営安定化サポート資金 特別保証融資制度に係る推薦報告書

平成 年 月 日

青森県商工労働部長  
殿  
青森県信用保証協会会長

商工会議所会頭  
商工会会長

下記の企業等については、本制度の融資対象の要件に該当すると認められるので、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度取扱要綱5により推薦したので、要綱8に基づき報告します。

記

(単位：千円)

通し 番号	企業等名	企業等所在 市町村名	業種	申込金額	借入予定 金融機関	借入希望 時期	備考
				(1) (2) (3)①② (3)③④ (4)① (4)②  計			
				(1) (2) (3)①② (3)③④ (4)① (4)②  計			

(※ 申込金額欄には要綱2(1)～(4)それぞれに係るもの並びにその計を記載してください。)

(※ 企業等所在市町村名とは、個人の場合は住民登録上の住所地、法人等の場合は本店所在地の市町村名をご記入下さい。)

(別紙様式2)

平成 年 月 日

青森県商工政策課長 殿

青森県信用保証協会  
会長

## 青森県経営安定化サポート資金特別保証 融資制度の保証状況報告書

このことについて、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱8により下記のとおり報告します。

記

(単位：千円、%)

融 資 名	前月までの累計		( ) 月の実績		計 A		融資枠 B	達成率 A÷B
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
青森県経営安定化サポート資金								
うち要綱2(1)に係るもの								
うち要綱2(2)に係るもの								
うち要綱2(3)①、②に係るもの								
うち要綱2(3)③、④に係るもの								
うち要綱2(4)①に係るもの								
うち要綱2(4)②に係るもの								
うち要綱2(5)に係るもの								

(再 掲)	前月までの累計		( ) 月の実績		計 A		備 考
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
要綱別表に掲げる市町村の補助対象							